

# 令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務 企画提案仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務

## 2 目的

沖縄県では、県内大学等による優れた研究成果が企業等へ技術移転されて事業化するなど、持続的な産業振興に繋がるとともに、事業収益等が県内大学等の新たな投資に還元されていくなど、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築を目指している。

このため、県内大学等の研究成果を活用して新たな事業化・製品化を目指す企業等に対して、可能性検討及び事業化検証に係る取り組みを伴走支援することにより、県内大学等の研究成果の社会実装を促進することを目的とする。

## 3 事業期間

最長4年（令和8年度～令和11年度）とする。

事業年度毎の契約を行い、委託業務の継続の可否については、当該年度末に評価委員会を設置し、委託業務成果等をもとに評価を行い、その結果を踏まえ、判断を行うものとする。

令和8年度は、「委託業務仕様書」に基づき実施する。翌年度以降においては、必要に応じて事業期間、予算規模及び事業内容の見直しを行う場合があるが、提案にあたっては、令和8年度と同規模、同内容となることを想定して提案書を作成すること。

なお、当事業は国の予算措置を前提としており、翌年度以降の事業期間、予算規模等を保証するものではない。

## 4 委託業務の期間

令和8年度：契約締結日から令和9年3月15日まで

## 5 業務内容

### (1) 事業実施体制の構築

県内大学等の研究成果を活用して新たな事業化・製品化を目指す県内企業等を掘り起こすためのコミュニケーション力、研究開発支援能力、知的財産権に係る知識等、技術移転に関する高い知見を有するコーディネーターを配置し、県内企業等の取り組みを支援するための体制を構築する。

### (2) 県内大学等の研究成果活用を検討する県内企業等の掘り起こし

県内大学等の研究成果を把握するとともに、県内企業等のニーズを収集し、新たな事業化・製品化を目指すために、県内大学等の研究成果活用を検討する県内企業等の掘り起こしを行う。

### (3) 県内大学等の研究成果活用を検討する県内企業等に対する契約支援

コーディネーター等は、県内大学等の研究成果を活用して新たな事業化・製品化を目指す県内企業等に対し、必要に応じて県内大学等が有する研究成果の活用に向けた業務提携契約や秘密保持契約等に係る県内大学等との契約締結支援を行う。

### (4) 補助事業者の公募及び採択審査委員会の設置・運営

県内大学等の研究成果を活用して新たな事業化・製品化を目指す企業（以下、「補助事業者」という。）の選定を行うため、公募を行うとともに、外部有識者等からなる専門委員会を設置し、審査等を行い、補助事業候補者順位を決定する。その結果については、県に報告を行う。

※選定された補助事業候補者への交付決定は県が行う。

なお、採択審査委員会の設置に際しての委員の選定並びに公募要領、選定基準の作成にあたっては、事前に県と協議を行うこと。

#### <実施事項等>

##### ①公募要領、選定基準の作成

##### ②補助事業公募に係る周知、公募説明会の開催

事業周知チラシを作成し、企業、大学研究者等へ効果的に周知・広報するとともに、公募説明会を開催する。説明会は、対象者が参加しやすい日時・場所で開催し、事業の理解が深まるよう工夫すること。

周知期間および補助事業の実施期間を確保するため、契約締結後は、すみやかに公募業務を開始すること。

##### ③企業、大学研究者等の掘り起こし

本補助事業の実施にあたっては、企業の課題を踏まえた大学研究者とのマッチングが重要である。企画提案書には、これまでの活動実績や課題等を記載した上で、案件の掘り起こしやマッチングを行う実施体制、手法等を具体的に提案すること。

##### ④事前相談の実施

より質の高い提案を引き出し、補助金の効果的活用を図るため、事前相談の機会を設ける。提案を予定する企業等に対して、提案書の作成指導や提案内容のブラッシュアップのための助言を実施することとし、これらの手法について具体的に提案すること。

##### ⑤外部有識者等5人以上からなる採択審査委員会の設置及び開催

##### ⑥補助事業者選定内容

ア 対象：県内大学等の研究成果(知的財産権)を活用して新たな事業化・製品化を目指す県内企業等（県内に本社、支社、研究施設等事業所のいずれかを有する、又は有する見込みのある企業若しくは当該企業で構成する共同企業体であること。）。

イ 期間：交付決定日から令和9年2月28日まで

ウ 補助金の要件（予定）

※以下の要件は、国会及び沖縄県議会における予算成立及び交付決定を前提としたものであり、交付決定額に変更があった場合は、要件が変更になることがある。

	可能性検討ステージ	事業化検証ステージ
ステージの考え方	主に、活用する研究成果の事業化可能性（ビジネスとして成立するか）を模索する段階	主に、可能性検討で得られた仮説や技術的課題を実環境下で検証する段階
想定される取り組み	技術の優位性確認、市場ニーズ調査、特許侵害調査、実用化に向けた技術的課題の整理等	技術的課題の解決法の検証、試作、実験、性能調査、実証データの蓄積等
事業期間	1年度	最大2年度 (継続可否の審査有り)
補助上限額	280万円(8/10補助)	480万円(8/10補助)
採択件数	5件程度	5件程度

#### (5) 補助事業者に対する伴走支援

コーディネーター等は、選定された補助事業者に対して事業化・製品化に資する技術移転を促進するため、次の支援を行う。

- ①法務調査、大学との各種契約支援、研究成果の検証等に係るマネジメント
- ②補助事業者の事業計画書作成に係る支援
- ③補助事業の進捗確認、支援状況の県への報告
- ④補助金経理処理等に係る指導及び助言
- ⑤中間及び確定検査の事務を県と共同で実施

※補助金が適正に執行されるよう、経理処理等について指導及び助言を行うこと。

#### (6) 評価委員会の設置・運営

事業化に向けた検討や実証の進捗及び成果を把握し、適切な評価を行うことにより、事業化に向けた取組の改善等に資することを目的として、外部有識者等からなる評価委員会を設置し、開催する。その結果については県に報告を行う。

なお、評価委員会の設置に際し、委員の選定及び次の評価を得るための基準の作成にあたっては、県と協議を行う。

<実施事項等>

- ①外部有識者等5人以上からなる期末評価委員会の設置、開催
- ②評価事項等

- ア 効果的・効率的な研究開発や事業化の推進に向けた課題についての助言
- イ 研究開発の実施状況及び成果に関する評価
- ウ 次年度の補助継続適否についての評価\*

※事業化検証ステージで2年度にわたる事業計画が採択された補助事業者に限る。

#### (7) 補助事業終了後のフォローアップ

補助事業者に対して、補助事業終了後の事業化に向けた取り組み状況等についてフォローアップ調査を行い、その結果を県に報告すること。

## 6 成果指標

本事業では、下記の計画等で成果指標を設定していることから、成果指標達成に向けた効果的な支援を実施すること。

＜成果指標を設定している計画等＞

沖縄振興特別推進交付金事業の成果指標

「県内大学等から企業等への技術移転件数：2件（令和8年度）

※成果指標は今後、内閣府との協議の結果、変更が生じることがある。

※技術移転件数：大学等から企業等への特許権実施許諾件数、ノウハウ等許諾件数、技術移転に向けた共同研究等、大学発ベンチャー企業数の総和

＜参考＞

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に係る成果指標

「県内大学等の特許権実施許諾等件数：58件（令和13年度）」

## 7 業務を実施する上での必要事項

### （1）打ち合わせ及び業務進捗状況報告

業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜、業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、2ヶ月に1回程度、業務の進捗状況報告（業務全体、個別補助事業ごと）を行う。

### （2）再委託の制限等

#### ①再委託の制限

本業務のうち、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など、委託成果に密接に関わる統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託できない。

#### ②再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等）

#### ③再委託の承認

契約の一部の再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を再委託するときにはこの限りではない。

## 8 成果品

### （1）成果報告書の作成

本業務終了時に、次の成果品を提出すること。

- ① 委託業務報告書・・・・・・・・・・ 1部
- ② その他事業に関連して作成した成果品・・・ 1部
- ③ ①、②の電子データ・・・・・・・・・・ 1部

## (2) 著作権について

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

## 9 提案総額の上限額及び経費区分

提案にあたっては、別添「令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務委託費積算基準」に基づき積算し、16,331,000円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。受託に係る経費は概ね次の区分を想定している。

①直接人件費

②直接経費（旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、外注費等）

③再委託費

④一般管理費（注）

⑤消費税 ※円未満は切り捨て

※その他必要と思われる経費があれば計上すること。

（注）一般管理費は、①と②（印刷製本費、運搬費、外注費を除く）の経費合計の10%を上限とし、実施機関の規定に基づくものとするが、その率が10%を超える場合には、県と協議のうえ、妥当性を判断して決定する。特段の規定がない場合は、①と②の経費合計の10%以内とする。

## 10 その他留意事項等

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (2) 事業の進捗等を考慮して、委託期間中に必要な見直しを行うことがある。
- (3) 複数の事業者で本事業に応募する際には、実施体制を明確にし、事業者間の協定書において規定する代表者が中心となり綿密な連携の下に業務の遂行にあたること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項及び記載内容の詳細は、沖縄県と協議のうえ、決定する。
- (5) 事業の実施にあたっては、沖縄県との調整を十分に行うこと。
- (6) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求等による不正受給、または報告書等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部及び全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとることとする。
- (7) 事業終了後、追跡調査や事後評価にご協力いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

## 令和8年度県内大学等の研究成果活用に向けた可能性検討支援委託業務 委託費積算基準

### 1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として、委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

### 2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
① 消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
② 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
③ 謝金・費用弁償	事業を行うために必要な外部有識者等謝金、旅費
④ 会議費	事業を行うために必要な会議、交流会、シンポジウム・セミナー等、会場借料、機材借料、資料作成費等に要する経費
⑤ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代等）、外注費
III 一般管理費	事業実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 割合について、「I 直接人件費」＋「II 直接経費（外注費を除く）」の合計額の10%以内を原則とします。ただし、実施機関の規定等により10%を超える場合には、県と協議のうえ、妥当性を判断して決定します。
IV 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
V 消費税及び地方消費税	上記I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上します。 <b>※円未満は切り捨て</b>